

仕様書

1 業務名称

中央図書館マイクロフィルムリーダー機器保守点検業務委託

2 保守対象機器

マイクロフィルムリーダー機器及び関連機器一式

コニカミノルタジャパン株式会社製、Legend Viewer LV7100

【機器構成】：LV7100 本体、9x～16x ズームレンズ、ユニバーサルキャリア UC-2、ハロゲンランプ 1 個、専用プリンタ MSP842、MSP842 用コントローラー、コインベンダー、千円札キット
ただし、消耗部品を除く、部品代込み

3 履行場所

大阪市立中央図書館

大阪市西区北堀江 4 丁目 3 - 2

電話 06-6539-3326

開館時間 9 : 15 から 20 : 30

(土・日・祝・休日は 17 : 00 まで)

休館日 第 1 木曜日、第 3 木曜日 (祝・休日は開館)

12 月 28 日から 1 月 4 日

4 履行期間

令和 7 (2025) 年 10 月 1 日 ～ 令和 8 (2026) 年 3 月 31 日

5 保守要件

以下の内容を実施すること。

(1) 保守概要

マイクロフィルムリーダーが常に完全な機能を保つように、上記保守対象機器の保守作業を行うこと。

(2) 保守の内容

以下の作業を受注者の責任において確実に実施すること。なお、下記に示す内容は必須条件であり、これ以外の内容についても本市業務に影響を与えないよう必要に応じて実施すること。

ア 定期保守対応

ハードウェア障害を未然に防止するため、期間中 1 回以上、予防保守 (付属消耗品 (ハロゲンランプ) の点検及び交換、回線接合部の確認等)、機器清掃を行うこと。また、作業内容等については事前に発注者と協議のうえ承諾を得ること。

イ 障害時対応

(ア) 発注者からの障害連絡に関する受付を行い、障害復旧対応作業が必要な場合は、連絡

受付後当日中に、発注者への連絡、対応作業日程の計画など、初期対応に着手すること。

可能な限り迅速に平常時の状態に復旧できるようにすること。

- (イ) 障害状況に応じて緊急度及び影響度を評価し、障害の程度や復旧予定時間等を速やかに回答すること。
- (ウ) 障害復旧対応作業にあたっては、調査・診断内容や復旧作業経過の記録を行い、障害原因を明確にしたうえで、発注者に報告すること。なお、原因究明や復旧に時間を要することが想定される場合においては、作業完了日の見通しを提示し、かつ作業状況等について逐次報告を行うこと。
- (エ) オンサイトでの保守対応が不可能な部品がある場合には、交換部品の調達期日の見通しを提示し、可能な限り迅速な復旧を実現すること

ウ 保守体制

- (ア) 対応担当部署が複数にわたる場合も、保守関連窓口は1ヶ所に集約することとし、その拠点は大阪市内もしくは近郊とすること。実際の保守作業実施にあたっては、その他の拠点でも可とする。また、対応にあたっては、担当部署間の連携をとること。
- (イ) 各保守拠点には、常時保守要員が待機しており、修理、点検、保守について、適切かつ迅速な対応が可能であること。
- (ウ) 保守拠点には、保守部品（付属品含む）を可能な限り保有し、適切かつ迅速な対応が可能であること。
- (エ) 保守サービス受け付け時間帯は、平日の9時から17時を基本とし、障害コール後、原則2日以内に速やかに保守作業の対応ができること。ただし、作業実施にあたっては本市の指示に従うこと。

エ 保守部品

保守期間において、供給が継続的かつ速やかに可能となるように極力配慮すること。保守業務の遂行について、必要な機器・備品は受注者の責任で準備すること。

6 機密保持

本契約内で得た情報に関して機密を保持すること。

7 その他

応札にあたっては、本仕様書を十分検討し、疑義がある場合は質問期間内に指定の方法によりよく質し、その内容を熟知の上応札するものとする。質問受付期間経過後の疑義については受付しない。契約後における仕様書の疑義は本市の解釈によるものとする。

再委託に関する特記事項

1 本委託業務における「主たる部分」とは次の各号に掲げるものをいい、受注者はこれを再委託することはできない。

(1) 委託業務における総合的企画、業務遂行管理、業務の手法の決定及び技術的判断等

(2) **部品取替作業、及び、機器調整**

2 受注者は、コピー、ワープロ、印刷、製本、トレース、資料整理などの簡易な業務の再委託にあたっては、発注者の承諾を必要としない。

3 受注者は、第1項及び第2項に規定する業務以外の再委託にあたっては、書面により発注者の承諾を得なければならない。

4 受注者は、第3項の規定により再委託した業務の一部を再委託先事業者又は再委託先事業者からさらに委託を受ける者等（以下「再委託先等」という）から発注者及び再委託先等以外の第三者に委託（以下「再々委託等」という）するにあたっては、業務の履行体制について書面により発注者の確認を受けなければならない。

5 地方自治法施行令第167条の2第1項第2号の規定に基づき、契約の性質又は目的が競争入札に適さないとして、随意契約により契約を締結した委託業務においては、発注者は、前項に規定する承諾の申請があったときは、原則として業務委託料の3分の1以内で申請がなされた場合に限り、承諾を行うものとする。ただし、業務の性質上、これを越えることがやむを得ないと発注者が認めたとき、又は、コンペ方式若しくはプロポーザル方式で受注者を選定したときは、この限りではない。

6 受注者は、業務を再委託及び再々委託等（以下「再委託等」という。）に付する場合、書面により再委託等の相手方との契約関係を明確にしておくとともに、再委託等の相手方に対して適切な指導、管理の下に業務を実施しなければならない。

なお、再委託等の相手方は、大阪市競争入札参加停止措置要綱に基づく停止措置期間中の者、又は大阪市契約関係暴力団排除措置要綱に基づく入札等除外措置を受けている者であってはならない。

また、大阪市契約関係暴力団排除措置要綱第12条第3項に基づき、再委託等の相手方が暴力団員又は暴力団密接関係者でない旨の誓約書を特記事項第3項及び第4項に規定する書面とあわせて発注者に提出しなければならない。

生成 AI 利用に関する特記仕様書

受注者又は指定管理者（再委託及び再々委託等の相手方を含む）が生成 AI を利用する場合は、事前に発注者あて所定様式により確認依頼をし、確認を受けるとともに、「大阪市生成 AI 利用ガイドライン（別冊 業務受託事業者等向け生成 AI 利用ガイドライン第 1.0 版）」に定められた以下の利用規定を遵守すること。

生成 AI の利用規定

- 生成 AI を利用する場合は、利用業務の内容、利用者の範囲、情報セキュリティ体制等及び利用規定の遵守・誓約内容を事前に所定様式※により発注者宛に確認依頼をし、確認を受けること
※ 所定様式は大阪市ホームページからダウンロードできます
<https://www.city.osaka.lg.jp/ictsenryakushitsu/page/0000623850.html>
- 前記確認内容に変更等が生じた際には変更の確認依頼をし、確認を受けること
- 生成 AI は、受注者又は指定管理者の業務支援目的に限定し、市民や事業者向けの直接的なサービスには利用しないこと
- 文章生成 AI 以外の画像・動画・音声などの生成 AI の利用は禁止する
- インターネット上の公開された環境で不特定多数の利用者に提供される定型約款・規約への同意のみで利用可能な生成 AI の利用を禁止する
- 生成 AI 機能が付加された検索エンジンやサイトは、一般的にインターネットで公開されている最新の情報を検索する目的でのみの利用とし、生成 AI による回答を得る目的での利用を禁止する
- 生成 AI を利用する場合は、入力情報を学習しない設定（オプトアウト）をして利用すること
- 契約又は協定の履行に関して知り得た秘密及び個人情報の入力を禁止する
- 著作権その他日本国の法令に基づき保護される第三者の権利を侵害する内容の生成につながる入力及びそのおそれがある入力を禁止する
- 生成・出力内容は、誤り、偏りや差別的表現等がないか、正確性や根拠・事実関係を必ず自ら確認すること
- 生成・出力内容は、著作権その他日本国の法令に基づき保護される第三者の権利の侵害がないか必ず自ら確認すること
- 生成・出力内容は、あくまで検討素材であり、その利用においては、受注者又は指定管理者が責任をもって判断するものであることを踏まえ、原則として、加筆・修正のうえ使用すること
なお、生成・出力内容の正確性等を確認したうえで、加筆・修正を加えずに資料等として利用（公表等）する場合は、生成 AI を利用して作成した旨を明らかにして意思決定のうえ、利用すること
- 情報セキュリティ管理体制により、利用者の範囲及び利用ログの管理などにより情報セキュリティの確保を徹底して適切に運用すること